

# 東御市教育大綱

## 東御市教育基本計画

平成 31 年 4 月改定

## 1 大綱策定の趣旨及び変更点

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行となり、市としての教育政策に関する方向性を明確化するため、市長において教育に関する「教育大綱」を策定することが義務付けられました。市では、平成27年10月に総合教育会議の場において、新たに「東御市教育大綱」を策定いたしました。

今回、大綱の期間が満了を迎えるにあたり、上位計画である第2次東御市総合計画の後期基本計画の策定に合わせ、次期学習指導要領への対応や現状での課題や方向性を踏まえ、所要の改定を行いました。

## 2 大綱の期間

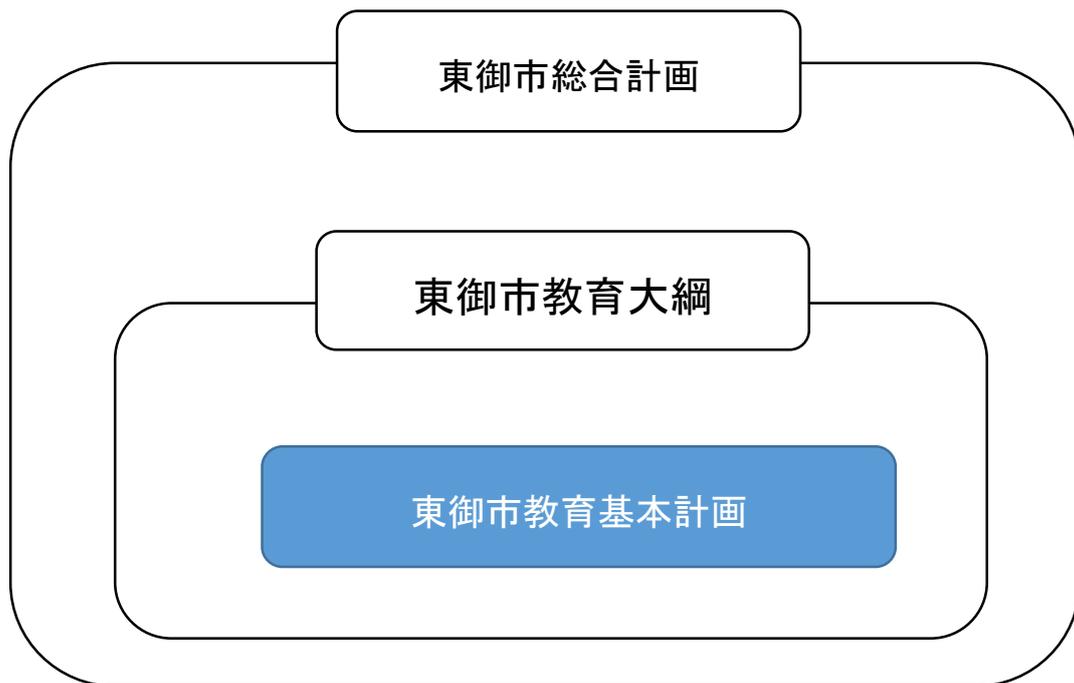
平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間を期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、その都度総合教育会議において協議・調整を行い、適宜見直しをしていくものとします。

### 3 大綱と東御市総合計画との関連性の確保

東御市教育大綱は、東御市総合計画の基礎として策定します。

#### 【大綱のイメージ】



# 東御市教育大綱

## 基本理念

互いを尊重しともに学び支え合い、明日を拓く心豊かな人づくりを進めます。

## 基本方針

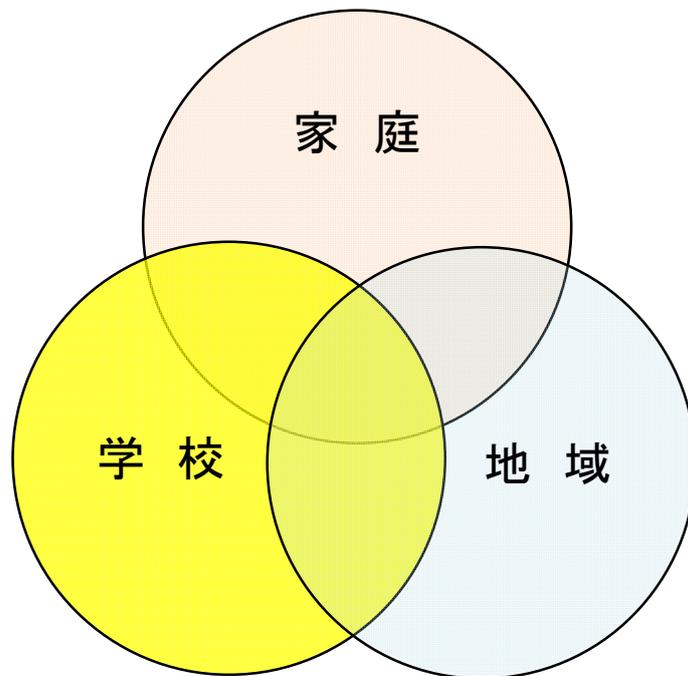
- 1 児童生徒の基礎的な学力、体力、道徳力の定着を図ります。
- 2 個々の課題や、多様なニーズに応じた教育的支援を行います。
- 3 学校教育環境の整備充実を図ります。
- 4 生涯をとおして学べる環境の整備充実を図ります。
- 5 地域連携による青少年の健全育成を進めます。
- 6 人権感覚を高め、互いを尊重し合える教育を推進します。
- 7 地域の伝統・文化を尊び、保存活用を図り、郷土を愛する心を育てます。

平成 31 年 4 月 1 日

東御市長 花岡利夫  
東御市総合教育会議

# 東御市教育基本計画

— 子どもたちの未来のために —



平成 31 年 4 月改定  
東御市教育委員会

## はじめに

2019年の4月から、小学校の「新学習指導要領」が本格実施されます。さらに、翌年には中学校、翌々年には高等学校と順次実施されるこの時期に、本市では、「東御市教育大綱」「東御市教育基本計画」の見直しを図り、加除修正を加えながらも5年後の学校教育及び社会教育の未来像に向けて新たなスタートを切ることになりました。

特に、小学校では、2018年度と2019年度が「新学習指導要領」実施への移行期間ということで、5・6年生の英語並びに3・4年生の外国語活動の授業時数増、学校の働き方改革、暑さ対策を含めた夏休みの長期化、特別の教科道徳の評価など、喫緊の課題解決に向けて取り組みを始めたところです。教育委員会としましても、これらを含めた施策を具体化し、学校や家庭、地域の皆様方の声をいただきながら、教育行政の在り方を探って参りたいと考えております。

まず、学校教育ですが、ご存知のように、東御市は、お互いの顔が見える小回りの効く位置に各校があります。この地の利と教育委員会との連携を基に、各校の教職員には、差異を認め合い、協働の中で他者を尊敬できる学級づくりと、「解った」「出来た」といった達成感や成就感を味わえる授業作りを期待し、教育大綱の理念である「お互いを尊重しともに学び合い明日を拓く心豊かな人づくりを進める」ためにお力を発揮してもらいたいと願っております。

社会の変化とともに、子ども達の姿にも多様化が進み、担当者が一人で課題に向かう時代から、「チーム学校」で課題解決に取り組む時代になりました。行政を担う教育委員会も、学校と共々にという立場にありますので、「チーム東御」を合い言葉に、学校との連携をより一層深めて参りますので宜しく願います。

次に、社会教育ですが、これまでも多くの皆様方にご参加をいただきながら、文化や芸術、教養や健康など様々なジャンルで活動を展開してきております。

また、各地区公民館・分館でも、長年に渡って文化祭を開催するなど、地域文化の発展にご尽力をいただいております。このような活動をさらに充実・発展させるとともに、中央公民館や市立図書館等の施設の充実や活用の推進、文化財の保護や伝統文化の継承などに力を注いで参りたいと考えております。

生涯に渡って学びを深め、多くの方々と交流を深めることが出来るのは、人間

のみに与えられた特権ではないかと受け止めております。これからも、長寿社会を様々な学びをとおして、健康で生き生きとした生活が送れるようにするとともに、お一人お一人が学んだものを地域に発信できるような場を考え、文化や芸術を軸に「おもてなしの心」が広がるようにして参ります。

いずれにしましても、関係機関と連携を図りながら、日々の学びをとおして、「人権尊重のまちづくり」を目指すとともに、いつでもどこでも老若男女が嬉々として集い合える「人と自然が織りなすしあわせ交流都市とうみ」（第2次東御市総合計画）を目指して参ります。

平成31年4月

東御市教育委員会

教育長 小山 隆 文

## 目 次

### 計画の概要

- 1. 東御市教育基本計画改定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 基本理念及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 計画の方向性
- (1) 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 社会教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 施策の体系（個別計画）

- 1. 安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備・・・・・・・・ 6
- (1) 学校事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 学校施設・環境の充実、安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 子どもの放課後活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・ 8
- (1) いじめ・不登校対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 体力向上（体力づくり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 道徳教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 食育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3. 確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進・・・・・・・・ 13
- (1) 算数・数学教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 英語、外国語活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) ICT教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4. 学校と家庭と地域の連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (1) 小中一貫（型）教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 信州型コミュニティースクール・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5. 青少年の健全育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (1) 地域全体で子どもを育てる育成活動の推進・・・・・・・・ 18
- (2) 青少年の非行・被害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) ネットリテラシー教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

<b>6. 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進</b> . . . . .	20
(1) 生涯学習の場づくりの推進 . . . . .	20
(2) 地域の人材育成 . . . . .	21
(3) 公民館事業の推進と拡充 . . . . .	22
(4) 図書館利活用の促進 . . . . .	23
<b>7. 文化財の保存と活用</b> . . . . .	23
(1) 文化財の保存と活用 . . . . .	24
<b>8. 地域の文化や伝統行事の継承</b> . . . . .	25
(1) 地域の文化や伝統行事の継承 . . . . .	25
<b>9. 人権尊重</b> . . . . .	26
(1) 人権同和教育の推進 . . . . .	26
<b>【用語】</b> . . . . .	28

# 計画の概要

## 1. 東御市教育基本計画改定にあたって

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、東御市が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに「第2次東御市総合計画」の教育分野に係る個別計画として位置づけられています。

平成31年度から「第2次東御市総合計画 後期基本計画」が始まることから同計画と整合性を確保するために「東御市教育大綱」とともに改定するものです。

教育基本計画を策定するにあたって、教育にかかわる具体的な9の施策の方向性を決めました。施策の方向性の範囲は、学校教育・社会教育と生涯学習全般にわたっており、施策の方向性ごとに23の主な取組みを抽出し、それぞれ目的・目標、現状と課題さらに今後の具体的な取組みについて示しました。

23の主な取組みについては、現在取り組んでいるもの、取り組み始めたもの、今後取り組まなければならないものなど多岐にわたります。5年先を見据えて策定しましたが、毎年現状分析と課題把握に努め、必要に応じて見直しを図ります。

この計画に基づき、行政や学校ばかりではなく、家庭や地域の方々が教育全般に係る施策の方向性を認識し、連携しながら具体的な取組みを实践することで、未来の子どもたちのために更なる東御市の教育の振興を図ります。

## 2. 東御市教育基本計画の基本理念及び基本方針

東御市教育基本計画の基本理念及び基本方針は、東御市教育大綱に定める基本理念及び基本方針と同じとします。

## 3. 計画の方向性

### (1) 学校教育

教育大綱の基本理念である、「お互いを尊重しともに学び合い明日を拓く心豊かな人づくりを進める」ための施策の方向性の根幹にあるものは、学力の育成と心と身体の育成です。具体的には、基礎学力の定着を図り、小中一貫(型)教育・キャリア教育・道徳教育・体力づくりなどに取り組み、心と身体の育成を図ります。

次に、不登校やいじめの問題などの諸課題の克服や、特別支援教育や発達支援対策など多様な教育的ニーズのある児童生徒たちへの支援を進めます。また、児童生徒たちが安心して学ぶために、施設の長寿命化計画の実行やICT環境の整備、放課後児童対策などの教育環境の整備を進めます。

未来を担う子どもたちは学校だけで育つものではありません。家庭・学校・地域の連携が叫ばれる今日、それぞれの役割を明らかにし、連携を深めていくとともに、家庭や地域での教育力を高めることを目指します。

### (2) 社会教育

社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう」と定義され、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動といわれるものです。

激しく変動する社会において、その社会で生活していくためには、市民自らが学習して知識と技術を身につけ、教養を高め、人権尊重の精神と健康で気力に満ちた心と身体を養い、地域の連帯意識を持つことが望まれます。また、貴重な文化財を守るとともに、地域に伝わる伝統行事についても後世に継承してゆく必要があります。そのことが、社会教育の目的でもあります。

この目的を達成するために、公民館をはじめ、図書館、文化財等の社会教育関連施設の整備と利活用の充実を図るとともに、市民一人ひとりが、希望と生きがいを持って暮らせるために、人権同和教育を含む社会教育の更なる振興を図ることが求められています。そのために、本教育基本計画を基に、社会教育の推進に取り組みます。

# 施策の体系(個別計画)

## 1. 安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備

学校事故等の未然防止、事故等の発生に対する適切な対応ができる環境の整備を進め、安全・安心な子どもの居場所づくりに努めます。

放課後児童対策として児童館や放課後児童クラブの運営をしてきており、引き続き保護者のニーズを捉え、児童の放課後の居場所環境の整備を進めます。

### (1) 学校事故の防止

#### 目的・目標

教職員の危機管理能力向上により、学校事故の未然防止や事故などの発生時に対する適切な対応を目指します。

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 非違行為防止に関しては、年間を通して各校の計画に基づき研修を実施しています。
- 事故防止及び発生したときの対応について、学校ごとに危機管理マニュアルを作成し、研修を定期的に行っています。
- 避難訓練・不審者対応訓練など事故発生を想定した訓練を実施しています。
- 緊急時の連絡として安心メールを保護者に配信しています。

##### 【課題】

- 学校危機管理マニュアルに記載される内容の追加及び変更点を確実に把握し、対応できるようにしておく必要があります。

#### 具体的な取り組み

- ①危機管理マニュアルは毎年見直しを行い、より適したものにしていくとともに研修を実施します。
- ②避難訓練・不審者対応訓練など事故発生を想定した訓練を毎年実施します。
- ③通学路点検を行い、危険箇所の把握と道路改良に役立てます。
- ④「非違行為防止委員会」を中心に研修計画の立案、研修を実施し教職員の資質の向上を図ります。

## (2) 学校施設・環境の充実、安全管理

### 目的・目標

定期的な点検、適切な修繕を行いながら、学校施設・環境の充実や安全管理を図ります。

### 現状と課題

#### 【現状】

- 2037年度までを計画期間とした小学校施設長寿命化基本計画を策定しました。
- 学校施設の計画的な修繕として、トイレの改修工事を実施しています。
- 文部科学省の「教育のICT（※用語1）化に向けた5ヵ年計画」において、教育の情報化とICT環境整備の推進を求められており、整備の基本方針を定めるべく、東御市教育情報化推進計画を策定しました。

#### 【課題】

- 気候変動等教育環境の変化に対応した施設整備（エアコン）が急務です。
- 老朽化が進む各小学校に対し、小学校施設長寿命化計画を基本とした学校毎の改修計画の策定が必要です。各中学校も同様に学校毎の改修計画の策定が必要です。
- 教育の情報化に向けたICT環境整備が必要です。
- ICTを日常的に活用するための教職員への支援体制の整備が必要です。

### 具体的な取り組み

- ①気候変動等教育環境の変化に対応した施設整備（エアコン）を進めます。
- ②学校施設、遊具、給食施設などの点検及び計画的な修繕を進めます。
- ③ICT機器（校務用コンピューター、統合型校務支援システム、教育用コンピューター等）の導入を進めます。
- ④ICT機器を学校で活用できる支援体制を整えます。

## (3) 子どもの放課後活動

### 目的・目標

子どもの放課後活動の充実を図ります。

### 現状と課題

#### 【現状】

- 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした

「児童館」と、保護者の就労等により留守家庭へ帰宅せざるを得ない家庭の小学生を対象としている「放課後児童クラブ」を運営しています。

○放課後児童クラブの利用者数が年々増加しています。

#### 【課題】

○放課後児童クラブ利用者が今後さらに増加することが予想されるため、受入可能数を増やす必要があります。

○小学校から離れた場所にある児童館について、利用小学生の安全性と利便性を向上させるため、小学校近隣への移設を検討する必要があります。

○放課後に異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ機会が少ないため、学年を超えた交流の機会を検討する必要があります。

#### 具体的な取り組み

①児童館と放課後児童クラブの充実を図り、子どもが子どもらしく主体的に過ごす時間を創出します。

②地域との連携を深め、異年齢や地域住民との交流活動を推進します。

③保護者のニーズを捉え、子どもの放課後の環境改善を進めます。

## 2. 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

いじめや不登校防止に向けて、様々な要因への対策を進めます。

様々な困難さを抱える児童生徒が、自分の持てる力を十分に発揮できるように、個に応じた支援を行います。

児童生徒が自立していくために、運動やスポーツ、食育を通して、身体の育成や体力の向上を図るとともに、心の育成に欠かせない道徳教育を進めます。

### (1) いじめ・不登校対策

#### 目的・目標

友だちのよさを互いに認め合い、支え合う人間関係づくりを通して、いじめを未然に防ぎ学校に笑顔で通う子どもを育てます。

学校の授業、教育活動、友達との関わりを楽しみに学校に通おうとする意欲が持てる、楽しい学校づくりを進めます。

## **現状と課題**

### **【現状】**

- 小学校は毎月、中学校は3ヶ月に1回、いじめを含む生活アンケートを行い、教師の見取りや関係者の訴えだけでなく、早期のいじめ把握に心がけ解決に努めています。
- 不登校比率は、国・県平均よりやや高い状況で、学年が進むにつれ、高くなる傾向があります。
- 様々な要因に対応するために関係機関とも連携し、いじめ・不登校対策に取り組んでいます。

### **【課題】**

- いじめの早期発見、いじめのおこりにくい体質の学校（学級）づくりを進める必要があります。
- 新たな不登校を生まないための学校（学級）づくりが課題です。
- 課題が多様化しており、様々な機関と連携した支援が求められています。

## **具体的な取り組み**

- ①いじめ・不登校対策連絡協議会を引き続き開催します。
- ②ケースワーカー（※用語2）（臨床心理士）を配置し、教育相談、支援会議等にあたります。
- ③心の教室相談員（※用語3）・登校支援員（※用語4）・特別支援教育支援員（※用語5）等を各校の実情に合わせ配置したり、中間教室などの個に応じた学びの場を設けたりします。
- ④児童生徒の実態に応じた研修会の開催による教職員の資質・力量の向上を図ります。
- ⑤学校応援団（ボランティア）による生活・学習支援を継続して行います。
- ⑥電話相談の窓口について周知し、電話相談・教育相談を行います。
- ⑦支援会議を開催し、関係機関等の連携を図ります。
- ⑧アセス（※用語6）を実施し、学年・学級経営やいじめ、不登校の未然防止に役立っています。
- ⑨道徳教育や人権教育を通して、いじめのない人間関係づくりを進めます。

## **（2）特別支援教育**

### **目的・目標**

発達特性が認められる子どもへの早期対応を目指します。

障がいのある人がその能力を可能な限り発揮させることができる教育の場を提供し、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みである、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

児童生徒の個々の特性や発達段階に応じた合理的配慮と最適な支援を、切れ目なく一貫して提供できることを目指します。

## **現状と課題**

### **【現状】**

- 特別な配慮を要する児童生徒が年々増える傾向にあります。
- ケースワーカーや特別支援教育支援員の配置と活用を行っています。
- 就学前相談を実施し、困難さのある子どもに対して早期からの支援ができる態勢を整えています。
- 学校では、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行い、保護者からの相談を受けています。
- 各学校で校内委員会を設置し、支援の方法を検討し、学校全体で障がいのある児童生徒の支援をしています。

### **【課題】**

- 学級担任と特別支援教育支援員の一層の連携が必要です。
- 特別な配慮を要する児童生徒が年々増える傾向にあります。
- 児童生徒の将来を見据えた支援のため、教育委員会と様々な関係機関の更なる連携の必要があります。

## **具体的な取り組み**

- ①特別支援教育支援員を適正に配置し、効率的に活用することを目指します。
- ②教育支援委員会の構成員として養護学校やことばの教室（※用語7）に委員就任を要請する等、委員会の充実を図ります。
- ③教育・医療・保健・福祉・労働等とのネットワークと、幼保・小・中・高の連携を通して、切れ目のない支援体制を構築し、効果的な運用を図ります。
- ④就学前相談や校内支援会議を通して、教育相談の充実を図ります。
- ⑤多層指導モデルMIM（※用語8）を活用して、学力の基礎となる読みの困難さを早期に発見し、適切な指導をしていくことを目指します。
- ⑥特別支援学校で学ぶ児童生徒との交流をやすくするために、副学籍（※用語9）の運用が確実に行われるようにします。

### **（3）体力向上（体力づくり）**

### **目的・目標**

運動やスポーツに自ら取り組む児童生徒の育成を目指します。

児童生徒の体力の向上を目指します。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

- 新体力テスト（※用語 10）の結果、男子全体としては、県・全国を下回る学年が多いまま推移しています。女子全体としては、県・全国を下回っているものの差が縮小しています。
- 東御市小中学校全 7 校がなわとびに取り組んでいます。

#### **【課題】**

- 体力向上への取り組みが、短期間では成果が見えにくいため、意欲の継続が難しい現状です。特に運動嫌いな児童生徒にとっては、体力向上のための取り組みがモチベーションの高まりにつながらないため、楽しみながら自然に体力がつくような運動を探しています。

### **具体的な取り組み**

- ① 市内全小中学校で取り組んでいるなわとびの学習カードの見直しを継続的に進め、さらに効果的な縄跳びへの取り組みについて研究します。
- ② 外部業者に委託した新体力テストの統計処理結果を身体教育医学研究所に提供し、分析結果を各校の体力向上に役立てていきます。
- ③ 新体力テストの正確な実施のため、身体教育医学研究所やスポーツ推進委員の協力を求めるとともに、分析結果を各人が活かせるよう、マイスポ（※用語 11）に取り組めます。
- ④ 学校からのお便りや保護者懇談会等を活用しながら、幼児期から「歩くこと」の大切さの理解を図り、家族で運動への関心を高めていきます。また、PTAの研修等を利用して、簡単に取り組める運動を体験してもらいます。

## **（４）道徳教育**

### **目的・目標**

自己の生き方を見つめ、主体的な判断のもとで行動し、自立した一人の人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指しています。

### **現状と課題**

### 【現状】

- 特別の教科道徳の実施に伴い、年間指導計画の作成と評価の方法を検討しています。教科書や副読本などを使用し学習を進めています。

### 【課題】

- 主体的、対話的な学びを通して道徳性の深まりが見られる授業を目指していく必要があります。

### 具体的な取り組み

- ①特別の教科道徳の設置に伴い、教科書で扱った題材や道徳的価値の見返し、自分のあり方や他人、社会との関わりに重点をおいた指導を行います。
- ②教科、総合、特別活動などあらゆる教育活動を通して、よりよく生きる道徳的価値に向かい合い、主体的に判断し、実践する力をつけることを目指します。

## （５）食育

### 目的・目標

安全・安心な学校給食を通して、児童生徒が正しい「食」の知識と望ましい食習慣を身に付けることを目指します。

### 現状と課題

#### 【現状】

- 学校給食を教材として正しい食の知識、望ましい食習慣を啓発しています。
- 食物アレルギーのある児童生徒に個別の給食対応を行っています。

#### 【課題】

- 自分の食事をふりかえり、バランスのとれた望ましい食生活の大切さに気づく、児童生徒の育成が求められています。
- 学校給食での誤食を防ぐために、アレルギー対応が必要な本人への支援は元より、教職員・保護者・周囲の児童生徒にも、アレルギーに対する知識を身につけることが求められています。

### 具体的な取り組み

- ①学校毎の「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等を通じて食育を進めます。
- ②成長期である児童生徒に合った栄養や食について、保護者や児童生徒への啓発を行っていきます。
- ③季節や風土に合った食の選択が出来るように、学校給食に旬の食材や地域食材を使

用します。

- ④「東御市学校給食での食物アレルギー対応についての指針」に基づいたアレルギー対応を行い、安全に配慮します。

### 3. 確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進

未来を担う子どもたちを育てるために、小中学校においては基礎的な確かな学力の定着を図ります。とりわけ、学習不適應を起こしやすい算数・数学に重点をおいた対策を講じます。

更に、これまで大切に取り組んできたコミュニケーション活動の楽しさを体感できる英語・外国語活動を充実させます。

こうしたわかりやすく効率的な授業の実現のため、教職員のICT機器の活用と普及を進めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

#### (1) 算数・数学教育

##### 目的・目標

算数・数学における効果的・効率的な授業のあり方を研究するとともに、学力向上支援員や小中一貫型教育推進講師との連携を進め、算数・数学でつまづく児童生徒を減らすことを目指します。

##### 現状と課題

###### 【現状】

- 算数・数学は理解度に差が出やすく、苦手とする児童生徒にとっては、学習不適應の要因となっています。
- 小中一貫教育推進講師（数学）の配置により、算数・数学でつまづく児童・生徒が減少する効果が見られます。
- 小学校で算数の少人数学習を取り入れている学校で、算数への意欲やテスト結果が向上している傾向が見られます。

###### 【課題】

- 算数・数学の苦手意識を解消するための教材研究や授業改善が求められています。
- 算数・数学の少人数学習を市内全校に広げていくことが求められています。

### **具体的な取り組み**

- ①学力向上支援員（※用語 12）の配置により、算数・数学の少人数学習を進め、課題に応じた個々の指導につなげます。
- ②小中一貫型教育推進講師の役割を算数に特化し、教材研究法の研究や手作りドリルの普及等、授業改善への提案をしていきます。
- ③市学校職員会を通じて算数・数学の授業改善を進めるよう働きかけていきます。

## **（２） 英語・外国語活動**

### **目的・目標**

コミュニケーション活動の楽しさを体感できる英語・外国語活動を目指します。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

- 4名のALT（外国語指導助手）を配置し、5・6年生で年間50時間、3・4年生で15時間の英語活動授業を実施しています。
- 1・2年生の国際理解教育（※用語 13）についてもALTを活用し、各学年10時間程度の英語・外国語活動を実施しています。
- 次期学習指導要領の実施に向けて、英語によるコミュニケーション活動の楽しさを体感できる授業を目指しています。

#### **【課題】**

- 次期学習指導要領改訂に伴い、担任が進める英語授業のスキルアップ研修や、担任とALTとの連携による授業の充実が求められています。

### **具体的な取り組み**

- ①5・6年生で年間70時間の英語科の実施、3・4年生35時間の外国語活動、1・2年生10時間の国際理解教育を行います。
- ②担任とALTとの授業に加え、担任のみの授業の充実に取り組みます。また、社会のグローバル化が急速に進む中で、互いの文化を認め合う国際理解教育と英語・外国語活動の充実を目指します。

## **（３） ICT教育**

### **目的・目標**

児童生徒の情報活用能力の育成を目指します。

ICTを効果的に活用した、わかりやすく深まる授業の実現を図ります。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

- 授業におけるICTの活用が進んでいません。
- ICTに対する苦手意識を持つ教職員がいます。
- 児童生徒、教職員、保護者にネットリテラシー教育（※用語 14）を進めています。

#### **【課題】**

- 「ICTを使わなくてもできる」という教職員の意識を、「ICTを使えること」「ICTを使わなければならないこと」に転換していく必要があります。
- 青少年教育係と連携してネットリテラシー教育を充実させていくことはもちろん、学校でもICT教育の中に積極的にリテラシー教育を組み込んでいく必要があります。
- ICT関係を専門的に支援してくれる支援員を配置することが必要です。

### **具体的な取り組み**

- ①ICTのスキルや効果的な使い方を専門的な立場から支援するICT支援員を配置します。
- ②小中学校のモデル校設置により、教育用コンピューター等を効果的に使った授業のあり方を研究し、各校に広めていきます。
- ③教職員向けの研修会を行いし、教職員のICTに対する苦手意識を解消し、授業で活用するスキルの向上を図ります。

## **4. 学校と家庭と地域の連携の推進**

子どもの健全な育成とこれからの社会に対応できる生きる力を育むため、地域の方々の協力を得ながら、学校、家庭、地域の連携強化を目指します。

### **（１）小中一貫（型）教育**

## **目的・目標**

「確かな学力」と「自立をめざす心と力」の育成を目指します。

9年間を見通したカリキュラムを編成します。

地域と連携した特色ある学校づくりをします。

## **現状と課題**

### **【現状】**

○北御牧中学校区では小中一貫教育が開始されて6年が経過しました。

意図的・計画的な教育活動が展開されていく中、教員も保護者も地域も一貫教育に対するイメージが具体的になり、児童生徒の学力向上や豊かな心の醸成が徐々に実感されつつあります。

○東部中学校区では、平成28年4月からスタートさせました。小中一貫型教育推進講師（※用語15）2名が4小学校を巡回して教材や授業について提案し、小小連携から進めています。

### **【課題】**

○小中一貫（型）教育が目指す方向が具体的になるに従って、学校と教育委員会が果たす役割が大きくなり、小中一貫（型）教育推進委員会の役割が限定的になってきています。小中一貫（型）教育推進委員会のあり方を見直す必要があります。

○小中一貫（型）教育に対する教職員の意識をさらに高める必要があります。

## **具体的な取り組み**

①北御牧中学校区では、以下の項目を実施します。

- ・小学校高学年教科担任制の拡充
- ・小学校算数の少人数学習導入
- ・中学校数学の少人数学習導入
- ・小中一貫教育推進委員会による学校関係者評価

②東部中学校区では、以下の項目を実施します。

- ・小中一貫型教育推進講師による算数授業の質向上
- ・小中職員による相互授業参観
- ・小中一貫型教育推進委員会による学校関係者評価

## **（2）信州型コミュニティースクール**

### **目的・目標**

地域・学校・家庭が連携し、地域の特色を生かした教育や教育環境の整備を行います。

地域の力を結集した学校運営により、コミュニティーの中心として開かれた学校づくりを目指します。

人に学び、地域に学ぶキャリア教育（※用語 16）を目指します。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

- 東部中学校区 4 小学校では独自の組織ができあがり、それぞれの活動を進めています。
- 東部中学校と北御牧小中学校は、小中一貫(型)教育推進委員会がコミュニティースクール運営委員会を兼ねて進めています。

#### **【課題】**

- 信州型コミュニティースクールの活動をより充実させるため、地域との連携をより一層図る必要があります。

### **具体的な取り組み**

- ①東部中学校と北御牧小中学校には、コミュニティースクール運営委員会を立ち上げます。
- ②設置されている小学校では、これまでの活動を見直し、更に充実させます。  
市内全小中学校が各学校ごとにコミュニティースクールの活動を進めます。
- ③地域の人材を活用し、キャリア教育を進めます。

## **5. 青少年の健全育成の推進**

次代を担う青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を培い、自らの役割と責任を自覚し、心身ともに健やかに成長することは市民の願いです。

しかし、少子高齢化社会のもと、家庭環境の多様性や情報化の進展など、青少年や若者を取り巻く環境は大きく変化するとともに、児童虐待やいじめ、不登校、インターネットを介したトラブルなど、青少年が抱える問題がより一層深刻化・複雑化しています。

こうした状況を踏まえ、家庭・学校・地域・行政が相互に連携を深め、一体となる取り組みを推進していくことが重要です。ついては、家庭・学校・地域・行政の連携のもと、心豊かで健やかな青少年育成の推進、青少年に有害な社会環境の浄化活動、児童生徒にインターネットの情報が正しいか、間違っているかを読み解く力、正しく活用する力を育成するネットリテラシー教育の推進などの施策を推進します。

## (1) 地域全体で子どもを育てる育成活動の推進

### 目的・目標

多様な体験や活動を通して、心豊かで健やかな青少年育成を図ります。

### 現状と課題

#### 【現状】

- 年間を通して、育成会・PTA・地域の関係機関と連携を取りながら、体験活動・ものづくり活動・ボランティア活動などを実施されていますが、地域により活動の多い地区と消極的な地区があります。活動の開催数が多い地域では育成会等の役員と子どもたちの関係が良くなり、「地域で育てようおらほの子ども」意識が芽生えています。
- 子どもたちは地域の人と交流を通して、家庭や学校とは違った体験をすることができますが、中学生になると部活動や習い事など生徒自身が多忙になり、地域の人との交流の機会が減ってしまう傾向があります。

#### 【課題】

- 地域社会は、家庭や学校とは違った人間関係の中で、様々な体験活動をとおして社会参加への基本的な態度やコミュニケーション能力を身につける重要な役割を有しており、家庭の教育力の低下が指摘されるなか、地域が青少年健全育成に果たす役割はますます重要となっています。
  - ① 熱意のある育成者の発掘とその育成者のスキルアップが必要
  - ② 少子化対策として地域をまたいで活動が出来る体制づくり
  - ③ ジュニアリーダーの資質が養える育成
  - ④ 子どもたちの自然体験への能動的な参加の促進
  - ⑤ 「家庭の日」「青少年の日」の周知
- 義務教育終了後の未就学、未就職の青年に対し、自立に向けての支援が必要です。

### 具体的な取り組み

- ①育成会を中心に、自然体験・もの作り・農業体験・スポーツ・伝統行事などを実施し、異年齢・異世代の交流を深めます。
- ②育成会活動全般及び友遊クラブ事業等への支援を継続します。
- ③ジュニアリーダーの養成及び地域をまたいだ交流事業を実施します。
- ④義務教育終了後の未就学、未就職の青少年に対し、自立に向けての支援を進めます。

## (2) 青少年の非行・被害の防止活動

### 目的・目標

青少年に有害な社会環境の浄化とよりよい環境づくりを推進します。

### 現状と課題

#### 【現状】

- ネット社会の拡大により、外に見える非行行為は減少しているものの、実態がつかめ難い状況になってきています。
- 青少年健全育成協力店への加入促進をしています。
- 条例制定・住民運動の成果により、現在、有害図書等自動販売機の台数は0台です。

#### 【課題】

- 少子化、不審者等による治安の悪化、インターネット環境の普及等により、外で遊ぶ子どもを目にする機会が減少しています。また、地域内の関わりの希薄化や大人のモラルの低下、大人自身が地域に貢献する姿を子どもたちに見せられていないなど、地域社会が青少年育成に果たすべき役割が薄れてきています。

### 具体的な取り組み

- ①青少年補導委員により、年間をとおして青少年に有害な社会環境についてチェック活動を実施するとともに青少年健全育成協力店の加入事業所数の拡大を行います。
- ②有害自販機その他、カラオケ店・ゲームセンター・コンビニ等を巡回し、万引きや暴走行為、酒たばこの購入などトラブルが生じた場合は、青少年センターより、学校・交番へ連絡をとり対処します。

## (3) ネットリテラシー教育

### 目的・目標

子どもたちにインターネットの情報が正しいか間違っているかを読み解く力、正しく活用する力を育成します。

### 現状と課題

#### 【現状】

- 平成21年度よりネットリテラシー教育推進協議会を設置し、協議会と連携を図りながら、市内小中学校に出前講座を実施しています。

- 平成 28 年度よりセーフティネットの会を設置し、従来のセーフティネットアドバイザーによる地域部会と、PTA 部会、学校部会を設け活動をしています。
- ネットリテラシー授業を市内全ての小学 6 年生、中学校 1 年生～3 年生で実施していますが、機器所有の低年齢化を踏まえ平成 30 年度から小学 2 年生と 4 年生も対象に実施をしています。
- ネットリテラシーの専門家による講演会を開催し、啓発を図っています。

#### 【課題】

- ネットリテラシー教育を継続していくため、教職員の意識向上・知識向上を図るためにネットリテラシー教職員研修の実施や、保護者向けの講座の開催や通信の発行により保護者の啓発を継続して行っていく必要があります。
- スマホ使用の低年齢化が進んでおり、早急に低年齢化への対策の必要があります。
- ネットリテラシー教育推進のための指導者の養成が必要です。

#### 具体的な取り組み

- ①ネットリテラシー教育推進協議会委員による出前講座を実施します。
- ②セーフティネットアドバイザーによる啓発活動を実施します。
- ③小学 1 年生から中学 3 年生までを対象にネットリテラシー授業を実施します。
- ④教職員研修を実施します。
- ⑤保護者向けネットリテラシー情報誌の発行及び学習会を実施します。
- ⑥ネットリテラシー学習会の企画・計画・講演ができる指導者養成を行います。

## 6. 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進

人々の価値観や生活スタイルの多様化に伴い、まちづくりや地域自治への関心が希薄になりつつある今日において、地域住民自らの手でまちづくりを進めていくための住民の主体的な活動が望まれています。住民の主体的なまちづくり活動を推進するための「人づくり、地域づくり」につながる生涯学習の推進を図るため、中央公民館・地区公民館・分館の連携と事業の推進を通じて、市民が「ふれあい、たすけあい、学びあい、ともに生きる」生涯学習のまちづくりの施策を推進します。

また、図書館では、「出会いを楽しむ学びと創造の拠点」を基本理念とし、多くの市民に愛され継続して利用してもらえるよう図書館の利活用を推進します。

### (1) 生涯学習の場づくりの推進

### **目的・目標**

学びやすい学習基盤の整備を図ります。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

○中央公民館で開催する生涯学習講座、いきいき子ども講座、シニア大学、女性学級、市民大学等及び、各地区公民館で開催する生涯学習講座に述べ2,500人を超える市民が参加しています。

#### **【課題】**

- 講座のマンネリ化、参加者の高齢化、固定化、指導者の高齢化に対応する必要があります。
- 多様化する学習ニーズをどのように把握し、講座等の企画に反映させるかを検討する必要があります。

### **具体的な取り組み**

- ①受講生へのアンケートや広報活動を通じて、学習ニーズの把握に努め、要望を反映した学習機会の提供を図るとともに、市民自身が企画・運営に参加できるようにします。
- ②利用者の要望等を踏まえ、利用しやすい施設にするための修繕や改修等を行います。

## **(2) 地域の人材育成**

### **目的・目標**

地域生涯学習指導者の養成と活用を図ります。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

- 学習した成果を指導者として地域に還元する仕組みづくりが求められています。
- 「ふれあい人材バンク」への登録はありますが、あまり活用されていないのが現状です。

#### **【課題】**

- 指導者の高齢化と後継者が不足しています。
- 多様化するニーズに対応できる指導者が不足しています。

### **具体的な取り組み**

- ①指導者・後継者の人材を発掘するため文化協会等へ「ふれあい人材バンク」への登録を依頼し登録者増を図るとともに、広報等での周知に努めます。
- ②生涯学習ボランティアリーダー発掘と育成に努めます。
- ③分館関係者研修会などを開催し、学習成果を生かす機会づくりと活用の充実を促進します。

## **(3) 公民館事業の推進と拡充**

### **目的・目標**

地域コミュニティづくりの醸成を図ります。

### **現状と課題**

#### **【現状】**

- 中央公民館、各地区公民館、各分館を拠点とし、それぞれの地域で講座、教室、文化・スポーツ活動が行われています。
- 地域づくり・移住定住支援室と連携し、公民館や地域づくり組織が行う地域づくり活動等の支援をしています。

#### **【課題】**

- 地域の連帯感や地域づくり活動への参加意識を高めるための活動を推進する必要があります。
- 公民館と地域づくり組織の更なる連携が必要です。

### **具体的な取り組み**

#### **中央公民館**

- ①定期的に公民館だよりを発行し、情報発信に努めます。
- ②講義室を中心に、各学習室を利用した講座・講演会等を開催するとともに、市民の自主学习等の利用促進を図ります。

#### **地区公民館**

- ①生涯学習講座・教室を開催します。
- ②地区公民館独自で実施している事業を地区住民と共同で実施します。
- ③地区担当の地区公民館長（社会教育指導員）・公民館主事を配置し、相談・支援業務を行います。

#### **分館**

- ①分館については区の公民館でもあり、区公民館役員を中心とした独自の事業を行っています。
- ②分館活動に対し財政的支援を行い、積極的な公民館活動を推進していきます。

#### **(4) 図書館利活用の促進**

##### **目的・目標**

情報の収集・提供により幅広い年代の市民の読書活動・学習活動を支援します。  
新規利用者の獲得及び継続利用者の確保を図ります。

##### **現状と課題**

###### **【現状】**

- 市立図書館は平成 24 年 11 月にリニューアルオープンして 6 年が経ちました。
- 毎年述べ 10 万人を超える利用があり、整備された新図書館の利用が定着しています。

###### **【課題】**

- 本図書館をより多くの市民に継続的に利活用いただくとともに、これまで図書館に来館したことのない市民にも足を運んでもらうよう方策等を検討する必要があります。

##### **具体的な取り組み**

- ①利用実態に沿った蔵書の更新や、現在ある本を利用してもらう工夫、寄贈本の積極的受入を行います。
- ②利用者・来訪者の増加策として図書館まつりや各種講座など、魅力的な行事等を企画し、現在の利用者及びこれまで図書館に来館したことのない市民にも足を運んでもらう機会をつくれます。
- ③移動図書館車の巡回場所・時間等の見直しをしながら、図書館に来館できない市民にも広く本に親しんでもらう機会を提供します。

## **7. 文化財の保存と活用**

本市には、数多くの貴重な文化財が現存しています。国指定の文化財は 2 件、国登

録1件、国選定として海野宿が選定されています。その他、県指定文化財10件、市指定文化財は69件が指定されており合計83件の文化財が保存されています。

未指定文化財のうち、重要なものは文化財として指定していきます。

市民自らが郷土の自然や歴史文化に対する理解を深め、地域の文化財にふれ、身近に感じるよう、文化財の保存と活用を目指します。

## (1) 文化財の保存と活用

### 目的・目標

地域固有の重要な文化財の保存の推進を図ります。

歴史を広く伝え学ぶことのできる環境の整備と活用を図ります。

### 現状と課題

#### 【現状】

- 台風被害・交通事故等で指定文化財数件が被害を受け、応急的な修繕を行いました  
が、根本的な修理や耐震調査・耐震補強工事は未実施です。
- 開発行為に伴う発掘調査を数件実施しましたが、3,000㎡未満の小規模な開発に先  
立つ発掘調査が急増し、大規模な開発に先立つ発掘調査が発生しました。
- 文書館を開館し、貴重な古文書や歴史的価値の高い公文書その他の記録の保存と閲  
覧体制を整備しています。

#### 【課題】

- 指定文化財を良好な保存状態に保つための恒常的な修繕や建造物の耐震調査を行う  
ための体制の充実を図る必要があります。
- 発掘調査指導者及び経験者の後継者育成・調査団員の高齢化に対応する必要があります。
- 文書館の機能を充実し、広く活用を図る必要があります。

### 具体的な取り組み

- ①海野宿（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の家屋等について、保存修理事業等  
の継続と利活用を進めていきます。
- ②「力士雷電生家」など市指定文化財の保存と利活用を図るとともに、市内に存する  
未指定の文化財のうち重要なものを市指定文化財として指定していきます。
- ③貴重な化石について、県の追加指定に取り組みます。
- ④天然記念物（ミヤマシロチョウ・オオルリシジミ等）の保護活動への支援を行いま  
す。
- ⑤古文書の、良好な保管に努めるとともに目録等の整備を進めます。

- ⑥開発行為に伴う埋蔵文化財の確認調査や発掘等については、適切な指導を行うとともに、遺物の復元と良好な保存と活用を進めます。
- ⑦東御市歴史的風致維持向上計画に基づき文化財の保存と活用を進めます。

## 8. 地域の文化や伝統行事の継承

東町・西宮歌舞伎など地域に伝わる文化や伝統行事は、大切な財産であります。地域に活気や賑わいをもたらすお祭りや伝統芸能を若い世代に伝えることにより、郷土愛を深め、地域に誇りをもつ心が育つまちを目指します。

### (1) 地域の文化や伝統行事の継承

#### 目的・目標

地域に伝わる文化や伝統行事を後世に伝えるための継承活動を図ります。  
伝統行事の後継者の育成支援を図ります。

#### 現状と課題

##### 【現状】

○伝統行事の実施にあたり、他市町村及び各種団体への情報提供などの支援を行っています。

##### 【課題】

○担い手の高齢化や新規に取り組む若者の減少などの要因により、後継者不足が生じています。

#### 具体的な取り組み

- ①伝統行事継承のため、保存会等の団体に対し、保存活動や上演に対する支援を行います。
- ②歌舞伎などの伝統行事の後継者不足を解消するため、担い手育成活動について支援を行います。
- ③無形民俗文化財として指定されている、地域に伝わる伝統行事に対する支援を行います。

## 9. 人権尊重

人権が尊重される社会を築いていくためには、あらゆる人権問題を正しく認識し、差別を受ける人の痛みを感じ、人権を大切にしようとする意識の醸成と行動を起こしていくことが欠かせません。そのためには、家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発を推進していかなくてはなりません。

市民一人ひとりが、人権とは何かを理解するとともに、同和問題を始めとする様々な人権問題に対し、正しい理解と認識を深め、偏見や差別のない地域社会を実現します。

### (1) 人権同和教育の推進

#### 目的・目標

幼児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じた人権同和教育の充実を図ります。  
地域社会の実情と住民の認識の実態に即した人権同和教育の推進を図ります。

#### 現状と課題

##### 【現状】

- 小中学校における人権同和教育の基本目標を位置づけ、児童生徒の発達段階と実態に即して取り組んでいます。また、教職員の人権研修をおこない、見識を深め、人権同和教育を進めています。更に保護者に対しても、子どもたちが学んでいる人権同和教育を理解してもらうためのPTA研修を実施し、親子共に学ぶ人権同和教育を進めています。平成29年度より解放子ども会は、休会となっています。しかし、解放子ども会について学んでいただく機会を通して、様々な人権問題についての理解を深め、児童生徒の身の回りにある差別をなくしていこうとする力を育てていくことに繋がっています。
- 市民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくために、地域における各公民館での啓発学習・人権セミナーと人権尊重のまちづくり市民の集い等を通して、全ての人権問題について正しく認識し、人権尊重の意識が高まるよう人権同和教育を推進しています。
- 地域社会に影響が大きい企業においても、一人ひとりが心身ともに働き甲斐のある職場作りを目指すための人権同和教育の推進を図っています。
- 企業人権同和教育連絡協議会の会員も少しずつ増加してきています。

##### 【課題】

- 人権同和教育において、幼保小中高連携のもと、教職員が共通認識がもてる一貫教

育を、どのように取り組んでいくかが課題です。

- 児童生徒の人権意識を高め、親子で人権同和教育の共通認識が出来るためにも、教職員・保護者が人権問題を正しく認識し、PTAにおける研修をより充実したものにすることが課題です。
- 解放子ども会の本来の目的のために、部落解放同盟東御市協議会と協力し再開できる状態にしておく必要があります。
- 各公民館の啓発学習や企業人権研修において、参加者が少なく役員に偏りがちになっているので、役員以外の人たちにも参加してもらえるような研修内容の検討や重要性など、わかってもらえるような取り組みをどのようにしていくかが課題です。

### **具体的な取り組み**

#### ①学校における人権同和教育

- ・教職員を対象とした人権同和教育講演会・人権同和研究授業・人権同和教育研修を開催し、人権同和教育の実践を図ります。
- ・全国人権・同和教育研究大会へ参加し報告をすることで、他の教職員への情報共有に務めます。また、授業参観や研修等を通して、人権問題を正しく理解してもらえるよう、保護者への啓発にも取り組みます。
- ・幼保小中高一貫の人権同和教育を推進します。
- ・解放子ども会が休会となっても、解放子ども会の趣旨を学校人権同和教育に活かします。

#### ②社会における人権同和教育

- ・人権同和教育指導員と人権同和指导委員（数名）を設置し、啓発学習や活動に指導助言していきます。
- ・「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」や「人権セミナー」などの啓発活動の充実を図ります。
- ・企業内での自主的な人権同和教育講座の開催を推進します。また、企業人権同和教育連絡協議会・市・県主催の研修等へ会員の参加を推進します。
- ・事業所内研修の充実により、会員の人権意識の高揚を図ります。
- ・会員事業所を増やすことにより企業人権同和教育連絡協議会の活動を推進します。

## 【用語】

- 用語1：ICT・・・・・・・・・・情報通信技術
- 用語2：ケースワーカー・・・・・・・・学校からの要請に応じて児童生徒や保護者への教育相談、発達相談、教職員への助言指導を行う専門職員
- 用語3：心の教室相談員・・・・・・・・不適応傾向のある児童生徒を支援する専門職員
- 用語4：登校支援員・・・・・・・・不登校傾向のある児童生徒の登校を支援する専門職員
- 用語5：特別支援教育支援員・・通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒を支援する専門職員
- 用語6：アセス・・・・・・・・学校環境適応感尺度。学校適応感理論をもとに、大きく「生活満足感」、「学習的適応」、「対人適応」の3つの観点から学校適応感をとらえることができるアンケートを活用したアセスメントツール。
- 用語7：ことばの教室・・・・・・・・言語障がいのある子供向けの通級指導教室
- 用語8：多層指導モデルMIM・・通常学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援を提供するシステム
- 用語9：副学籍・・・・・・・・特別支援学校の生徒児童と小中学校の児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の生徒児童に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行う仕組み
- 用語10：新体力テスト・・・・・・・・文部科学省が実施する体力、運動能力テスト。
- 用語11：マイスポ・・・・・・・・子ども一人ひとりの個性に合わせて体力の現状と適合するスポーツを提案するシステム
- 用語12：学力向上支援員・・・・・・・・少人数集団による学習指導を行う専門職員
- 用語13：国際理解教育・・・・・・・・世界中の人々が、国を越えて、理解しあい、協力し世界平和実現すること理念とした教育
- 用語14：ネットリテラシー教育・・インターネットの情報とその使い方について、正しいか間違っているかを判断し、上手に活用するための知識を培う教育
- 用語15：小中一貫型教育・・・・・東部中学校区で目指している一貫教育に近い教育
- 用語16：キャリア教育・・・・・・・・経験を活かして現在や将来を見据えることを主眼とした教育

東御市教育大綱

東御市教育基本計画

平成 27 年 10 月

平成 31 年 4 月改定

東御市教育委員会

長野県東御市県 2 8 1 - 2